経営概要書

法人名：　　　　　　　　　　**公益財団法人　秋田県国際交流協会**　　　　　　　　　　（公益１）

1　法人の概要

代表者職氏名	理事長　佐竹　敬久	基本財産等	975,254千円	所管部課名
設立年月日	平成3年7月1日	県出資等額及び比率	750,000千円　(76.9%)	企画振興部国際課
設立目的	県民の国際理解を深め、国際交流活動を促進することにより、様々な国籍や多様な文化的背景を持つ人々が、共に安心して暮らし、地域の活性化を図り、多文化共生のまちづくりを推進することにより、秋田県の国際化に寄与することを目的とする。			
事業概要	①外国籍県民のサポート　②国際理解の促進・人材育成　③国際交流・国際理解・多文化共生等に関する団体の支援及び団体への活動機会の提供　④国際交流に関する情報提供　⑤海外諸国との友好交流			
関連法令、県計画	あきた国際化推進プログラム、新秋田元気創造プラン			

2　令和３年度事業実績

県内在住外国人の支援を目的として、外国人相談センター及び地域外国人相談員による相談対応を行ったほか、新型コロナウイルス感染症の情報や災害情報などの多言語での情報発信や防災グッズの配布を行った。また、通訳・翻訳・文化紹介に携わる「AIAサポーター」や日本語学習を支援する「あきた日本語サポーター」の登録促進と研修機会の提供に努めた。そのほか、各種研修会などにおける「やさしい日本語」の普及啓発活動や県民を対象とした交流会を通じて県民の国際理解を深め、多文化共生社会の推進を図った。

＜事業目標・実績＞

項　目	区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
啓発講座等受講者数（人）	目標	4,000	4,000	−
	実績	1,182	822	−
AIAコミュニティサポーター登録者数(人)	目標	110	115	−
	実績	164	178	−
顧客満足度指数	目標	90	90	90
	実績	90	98	−

3　組織

①役員数(R4.7.1現在)　（単位:人）

区　分	理　事 R3	理　事 R4	監　事 R3	監　事 R4	評議員 R3	評議員 R4	役員報酬
常勤	1	1					支給対象者
内、県退職者	1	1					(R3年度)
内、県職員							一 人
非常勤	6	6	2	2	6	7	平均年齢
内、県退職者	1	1	1	1	1	2	一 歳
内、県職員	1	1					平均報酬年額
計	7	7	2	2	6	7	(R3年度)
内、県関係者	3	3	1	1	1	2	一 千円

②職員数(R4.4.1現在)　（単位:人）

区　分	R3	R4	正職員
正職員	2(1)	2(1)	
内、県退職者	1(1)	1(1)	平均年齢
出向職員	1	1	51.0 歳
内、県職員	1	1	平均勤続年数
臨時・嘱託	4	3	4.0 年
内、県退職者			平均年収
計	7(1)	6(1)	(R3年度)
内、県関係者	2(1)	2(1)	3,558 千円

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。

③理事会回数

R2	R3
5回	4回

4　財務

①正味財産増減計算書　（単位:千円）

区　分	令和２年度	令和３年度
経常収益	36,133	33,943
基本財産・特定資産運用益	25,514	25,511
受取会費・受取寄附金	481	479
受託事業収益	8,536	5,353
自主事業収益		
受取補助金・受取負担金	1,602	2,595
その他の収益		5
経常費用	29,815	33,895
事業費	20,794	24,161
管理費	9,021	9,734
人件費(事業費分含む)	19,523	19,989
当期経常増減額	6,318	48
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	6,318	48
当期指定正味財産増減額		
当期正味財産増減額合計	6,318	48

②貸借対照表　（単位:千円）

区　分	令和２年度	令和３年度
流動資産	20,112	20,379
固定資産	1,232,908	1,232,699
資産計	1,253,020	1,253,078
流動負債	695	705
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	695	705
指定正味財産	1,201,254	1,201,254
うち基本財産充当額	975,254	975,254
一般正味財産	51,072	51,119
うち基本財産充当額		
正味財産計	1,252,326	1,252,373
負債・正味財産計	1,253,021	1,253,078

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

＜主な経営指標＞

項　目	令和２年度	令和３年度	増減※
経常収支比率（経常収益÷経常費用）	121.2%	100.1%	△21.0
流動比率（流動資産÷流動負債）	2893.8%	2890.6%	△3.2
自己資本比率（純資産計÷負債・純資産計）	99.9%	99.9%	△0.0
有利子負債比率（有利子負債÷純資産計）			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

＜退職給与引当状況（単位:千円）＞

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	-

※中小企業退職金共済事業へ加入している。

5　県の財政的関与の状況

（単位:千円）

区　分		令和２年度	令和３年度	支出目的・対象事業概要等
年間支出	補助金	1,566	1,566	海外移住者支援事業
	委託費	8,536	5,353	外国人相談センター運営事業、多文化共生人材育成事業
	指定管理料			
年度末残高	貸付金			
	損失補償			
	その他の財政支出（基金等）	226,000	226,000	特定資産

◎法人の行動計画（平成３０年度～令和３年度）

県関与のあり方	継続	見直しの方向性	安定的経営に向け、経営改善の取組を維持するとともに、公益的事業の安定実施に努める。
課題	収支均衡した安定的な経営体制のもと、本県の国際化推進の中核的な組織として、県・市町村、国際交流関係団体、地域住民とのネットワークづくりとそれらをつなぐ担い手を育成する。		
取組	・現行の国際交流協会活性化プランの目標達成度合を検証し、安定的経営の維持と本県の国際化と地域の活性化を図るための国際交流協会活動プラン（計画期間：令和元～3年度）を策定するとともに、業務の効率化を図り、事業受託金や助成金等の外部資金を獲得し、収支均衡を達成する。 ・また、県民の国際理解の促進と多文化共生社会の推進には、県、市町村、国際交流活動団体、地域住民との連携・協力が不可欠であることから、県及び市町村からの職員派遣を引き続き要望するほか、本県の国際化推進の中核的な組織として、これらの間をつなぐコーディネーターとしての役割を担い、ネットワークを維持、拡大するための事業を行う。 【平成30年度】活動プランの策定 【平成30～令和３年度】多文化共生を推進する担い手の育成（「やさしい日本語」普及啓発講座の実施）H30:12件、R元:17件、R2:18件、R3:19件 ・収支均衡のとれた安定経営を図る。		
実績	［多文化共生を推進する担い手の育成（「やさしい日本語」普及啓発講座の実施）］平成30年度：16件　令和元年度　：17件　令和２年度：14件　令和３年度　：23件		

経営評価表

法人名：　公益財団法人　秋田県国際交流協会　（公益１）

Ⅰ　自己評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	B	3 事業実施	（B）	4 財務状況	A
新秋田元気創造プランにおける施策の一つである「県民の国際理解の促進と多文化共生の推進」を業務としており、公共的役割を果たしている。		平成28年度に正職員を採用したことにより、継続性・専門性が重要な事業が円滑に実施できるようになった。		コロナ禍により大型イベントは中止したものの、在住外国人支援のための相談センターの運営や多言語でのコロナ情報の提供、人材育成のための研修会実施など、可能な限り事業を実施しており、「顧客満足度指数」も目標指数に達している。		令和３年度は収支均衡を達成した。現在、財務状況は安定しているが、受託事業収入の減少や臨時職員雇用による人件費の増加に備え、今後も継続してコスト管理を行う。	

Ⅱ　所管課評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	B	3 事業実施	（C）	4 財務状況	A
総務省に認定された本県唯一の地域国際化協会であり、本県の国際化を推進する中核的な組織として、県の計画にも位置づけられる公共的な事業を実施している。		常勤理事のほか、県出向の常勤職員とプロパー職員が配置されている。事業は確実に執行できる体制ではあるが、より自律的な運営体制の構築が求められる。		行動計画の取組として掲げている多文化共生を推進する担い手の育成研修の実施件数は、顧客満足度指数と併せて目標を達成したが、「啓発講座等受講者数」は新型コロナウイルス感染拡大により講座数を絞ったこともあり目標の２割にとどまっている。		財源が安定的に確保されており、出捐金の取崩・県からの運営費補助や貸付けは行われておらず、健全な財務状況を維持している。また、計画に沿った事業を実施したほか、協会設立30周年記念事業を実施し、国際交流団体など会員の交流と今後の取組への機運醸成に努めたほか、ＨＰ更新により外国人等への情報提供機能を向上させたことにより、収支相償を達成した。	

Ⅲ　外部専門家のコメント

経常収益の多くを占める基本財産・特定資産運用益、それに受取会費は、前年とほぼ同じ。法人としての活動に関しては新型コロナウィルス感染症の影響もあり、一部事業を中止せざるを得なかった。受託収入の減少により経常収益は減収となった。一方で、経常費用は、協会設立30周年記念関連事業等による費用などにより増加しているが、当期経常増減額は黒字を維持した。運用益や受託料等の範囲内で事業を実施しており、事業費や管理費はコスト管理がなされていて、安定して収支は均衡している。負債は僅少で、基本財産や特定資産は、定期預金、国債及び地方債で運用している。この状況を維持している限り、財務基盤は安定し続けるものと考えられる。

Ⅳ　委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	B	3 事業実施	（C）	4 財務状況	A
三セクの行動計画上は「県が実施すべき事業を主たる事業とする法人」に位置づけられている。本県の国際化を推進する中核的組織として各種事業を実施しており、県の施策における協働事業体としての役割は大きい。		常勤の役職員が配置されており、法人運営上の組織体制は整っていると認められる。		ＡＩＡサポーター登録者数及び顧客満足度指数は目標を達成したが、啓発講座等受講者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標の２割程度にとどまった。		運用益や受託料等の範囲内で事業を実施することで収支は均衡しており、出捐金の取崩しや県からの財政支援もなく、財務基盤は安定している。引き続き、安定的な経営を行っていくことが望まれる。	

Ⅴ　前年度委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	B	3 事業実施	（C）	4 財務状況	B

評価結果を受けて実施した経営健全化に向けた対応（概要）

令和3年度も、新型コロナウイルスの感染拡大により、大型イベントを含む一部の事業の実施を見送らざるをえなかったため、啓発講座等受講者数は目標を下回っているが、オンラインでの実施も導入するなどして可能な限り事業を実施するとともに、事業費や管理費のコスト管理の適正化に努めたことにより、収支相償を達成した。

法人名（公財)秋田県国際交流協会

①令和４年度計算書類等

法人所管課　国際課

公益財団法人秋田県国際交流協会　定款

第１章　総　則

（名称）

第１条 この法人は、公益財団法人秋田県国際交流協会と称する。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を秋田市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条 この法人は、県民の国際理解を深め、国際交流活動を促進することにより、様々な国籍や多様な文化的背景を持つ人々が、ともに安心して暮らし、地域の活性化を図り、多文化共生のまちづくりを推進することにより、秋田県の国際化に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 在住外国人のサポート
(2) 国際理解の促進・人材育成
(3) 国際交流・国際理解・多文化共生等に関する団体の支援
(4) 国際交流・国際理解・多文化共生等に関する団体への活動機会の提供
(5) 国際化に関する情報提供
(6) 海外諸国との友好交流
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な次に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

(1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
(3) 理事会において基本財産とすることを決議した財産

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産

から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（資産の管理及び運用）

第６条　資産の管理及び運用は、理事長（第 22 条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が行うものとし、その方法は、理事会の承認を経て、理事長が別に定めるところによる。

（事業年度）

第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第８条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　正味財産増減計算書
(5)　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告
(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿
(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第10条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員）
第11条　この法人に、評議員を３名以上置く。

（評議員の選任及び解任）
第12条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ　ハ又は二に掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
①　国の機関
②　地方公共団体
③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）
第13条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）
第14条　評議員は無報酬とする。
２　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第５章　評議員会

（構成）
第15条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）
第16条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1) 理事及び監事の選任及び解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5) 定款の変更
(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分又は除外の承認
(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第 17 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３カ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第 18 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）
第 19 条　評議員会の議長は、評議員会において互選する。

（決議）
第 20 条　評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(3) 定款の変更
(4) 基本財産の処分又は除外の承認
(5) その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第 21 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議事録には、出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人２名が議長とともに記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第 22 条　この法人に次の役員を置く。
(1) 理事　３名以上
(2) 監事　２名以内
２　理事のうち１名を理事長、２名を副理事長、１名を常務理事とする。
３　前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第 23 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）
第 24 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
４　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に４カ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 25 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第 26 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
5　理事及び監事は、再任させることができる。

（役員の解任）
第 27 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（報酬等）
第 28 条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
2　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 7 章　理事会

（構成）
第 29 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 30 条　理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第 31 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

（議長）
第 32 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

（決議）
第 33 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第 34 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
　ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

（議事録）
第 35 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 36 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第 12 条についても適用する。

（解散）
第 37 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第 38 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第 39 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議

を経て、認定法第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 40 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１０章　事務局

（事務局）

第 41 条　この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

２　前項の事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

３　事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。その他の職員は、理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第１１章　賛助会員

（賛助会員）

第 42 条　この法人の趣旨に賛同する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

第１２章　補則

（委任）

第 43 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長、副理事長及び常務理事は、次に掲げる者とする。

理事長　　　佐竹　敬久

副理事長　　須田　精一

副理事長　　相澤　孝
常務理事　　髙橋　訓之

4　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岩本　孝一
榎本　克彦
今野　庄蔵
柴田　誠
鈴木　亨
髙貝　秀子
町田　大輔

5　法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

民間企業・団体等の出捐金一覧

（単位：円）

民間企業・団体

No.	分野	企業名・団体名	金額
1	金融	㈱秋田銀行	25,000,000
2		㈱北都銀行	13,000,000
3	報道	㈱秋田魁新報社	4,000,000
4		㈱秋田放送	3,000,000
5		秋田テレビ㈱	3,000,000
6	医療	（社）秋田県医師会	2,000,000
7		（社）秋田薬剤師会	900,000
8	建設	中央建設業協会千秋会	6,000,000
9		（社）秋田県建設業協会	5,000,000
10	電力	東北電力㈱秋田支店	5,000,000
11	旅行	東日本旅客鉄道㈱秋田支社	1,000,000
12		近畿日本ツーリスト㈱秋田支店	1,000,000
13		日本通運㈱秋田航空支店	1,000,000
14		日本エアサービス㈱秋田営業所	1,000,000
15		東急観光㈱秋田支店	1,000,000
16		㈱日本交通公社秋田支店	800,000
17	商工団体	秋田県商工会連合会	1,000,000
18	農業団体	秋田県JA五連	4,000,000
19	工業	由利工業㈱	10,000,000
20		アキタ電子㈱	1,000,000
21		五洋電子工業㈱	1,000,000
22		アイデックス㈱	1,000,000
23		東北製紙㈱秋田工業	1,000,000
24		小林工業㈱	700,000
25		アキタ・セキエレクトロニクス㈱	400,000
26	印刷	秋田印刷製本㈱	1,000,000
27		秋田協同印刷㈱	600,000
28		㈱塚田美術印刷	500,000
29		三戸印刷㈱	300,000
30		秋田活版印刷㈱	300,000
31	鉱業	三菱マテリアル㈱秋田精錬所	700,000
32		石油資源開発㈱秋田鉱業所	300,000
33		日本鉱業㈱船川製油所	300,000
34	その他	（社）秋田造園協会	2,000,000
企業・団体出捐金小計（A）			98,800,000

民間国際交流団体

No.	分野	団体名	金額
1	国際交流団体	青年海外協力隊秋田県OB会	100,000
2		秋田県華道連盟	70,000
3		国際ソロプチミスト秋田	70,000
4		秋田県国際交流をすすめる女性の会	70,000
5		秋田ユネスコ協会	70,000
6		県北報公会	70,000
7		秋田日独協会	70,000
8		日本ユニセフ協会秋田友の会	70,000
9		秋田県国際交流研究会	35,000
10		明日の秋田を創る中国研修友の会	30,000
11		秋田水墨画協会	20,000
12		あきた南米交流会	20,000
13		日本青年国際交流機構秋田県支部	15,000
14		IYYホームステイの会	12,000
15		海外事情教育研究会	10,000
16		日中友好文通の会秋田県支部	10,000
17	その他	その他個人	30,000
国際交流団体・個人出捐金小計（B）			772,000
民間出捐金合計（A+B）			99,572,000
海外協会資産引受金			681,134
各市町村出捐金			125,001,000
秋田県出捐金			750,000,000
基本財産合計			**975,254,134**

※企業・団体は業種別、民間交流団体は出捐金額順です。

※上記のほかに、特定資産（国際交流・支援基金）として秋田県から5億円の出捐金があります。
（基金一部取崩により平成31年3月31日現在の残高は、2億2600万円です。）

市町村の出捐金一覧

（単位:円）

No.	市町村名	金額
1	秋田市	32,862,000
2	能代市	7,079,000
3	横手市	11,788,000
4	大館市	9,175,000
5	男鹿市	4,351,000
6	湯沢市	6,369,000
7	鹿角市	4,318,000
8	由利本荘市	9,724,000
9	潟上市	3,409,000
10	大仙市	10,547,000
11	北秋田市	4,752,000
12	にかほ市	3,242,000
13	仙北市	3,697,000
14	小坂町	818,000
15	上小阿仁村	381,000
16	三種町	2,459,000
17	八峰町	1,087,000
18	藤里町	539,000
19	五城目町	1,442,000
20	八郎潟町	830,000
21	井川町	641,000
22	大潟村	335,000
23	美郷町	2,647,000
24	羽後町	2,129,000
25	東成瀬村	380,000
	合　計	125,001,000

秋田県出資・出捐法人　役員名簿

法　人　名　:　公益財団法人秋田県国際交流協会

時　　点　　:　令和4年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	佐竹　敬久	秋田県知事
2	副理事長	須田　精一	YURIホールディングス(株)取締役会長
3	副理事長	土谷　真人	(株)秋田銀行取締役常務執行役員
4	常務理事	信田　隆善	(公財)秋田県国際交流協会事務局長
5	理事	石黒　かほる	(公社)日中友好協会全国女性委員会委員長
6	理事	佐々木　司	由利本荘市副市長
7	理事	山本　文雄	(大)秋田大学学長
8	監事	鈴木　明文	(地独)秋田県立病院機構理事長
9	監事	田中　健史	(株)北都銀行地方創生室長
10	評議員	水澤　聡	秋田県商工会議所連合会常任幹事
11	評議員	磯貝　健	(大) 国際教養大学副学長
12	評議員	稲場　みち子	秋田県人権擁護委員協議会会長
13	評議員	小林 建一	秋田ユネスコ協会会長
14	評議員	舛屋　修美	秋田空港ターミナルビル(株)専務取締役
15	評議員	小川　浩義	(株)秋田魁新報社論説副委員長
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和４年度 事業計画

１　多文化共生社会の推進

（１）外国人相談センターの運営

在住外国人の総合相談窓口として協会内に設置している「外国人相談センター」において、日常の生活相談のほか出入国やＤＶ等に関する専門的な相談について、日本語・中国語・英語・韓国語・タガログ語・ベトナム語で対応する。

なお、高度に専門的な相談については専門機関への仲介をする。

対 応 言 語	受 付 時 間
日本語、タガログ語、ベトナム語	月～金曜日　　９：００～１７：００
中国語、英語、韓国語	毎週木曜日　１３：００～１７：００

＊タガログ語・ベトナム語は要予約　　　　＊緊急時は随時対応

市町村や教育機関へ外国人相談センターの周知を行うとともに、よくある相談内容を取りまとめた「外国人そうだんＱ＆Ａ」を改訂・配付する。

また、保健・教育機関からの相談において、言語や文化面での仲介役が必要と判断される案件には、AIA コミュニティサポーター（通訳）を帯同して面談相談に対応することで、県内の外国人相談体制の充実と強化を図り、外国人が暮らしやすい地域づくりを進める。

（２）災害時の外国人支援

大規模災害発生時に設置される「災害多言語支援センター」の運営が円滑に行えるよう、日頃より県・市町村の担当や日本語教室、警察、社会福祉協議会等との連絡・協力体制の構築を図る。

また、新型コロナ感染が収束に向かい行動制限が緩和されることに伴い、順次開催が見込まれる様々なイベント等において「やさしい日本語」の周知を行い、関係者等との連携を図り災害時の外国人支援に対する意識啓発を行う。

（３）多文化共生を推進する人材の確保

①ＡＩＡコミュニティサポーターバンクの運営

在住外国人の支援及び県民の国際理解の推進を図るために、語学力や異文化について理解がある県民等を「ＡＩＡコミュニティサポーター」として登録し、通訳・翻訳・文化紹介などの依頼に応じて派遣する。

②ＡＩＡボランティアの確保

秋田県内の大学等に所属する留学生に日本文化や秋田の家庭の日常生活を体験してもらうための「ホストファミリーボランティア」、日本語の上達を目指す外国出

身者の日本語学習を支援する「おはなしボランティア」をそれぞれ募集・登録し、派遣やマッチングを行う。

「ホストファミリーボランティア」については、留学生とホストファミリー及びホストファミリー間の交流促進・新規ボランティア登録促進を図るために交流会を実施する。

（４）ＡＩＡ訪問受入

職場訪問やインターンシップの希望者を受け入れ、児童、生徒、学生、教師等の国際協力、多文化共生社会に対する理解を深める。

（５）人材育成等

①日本語教育支援

技能実習生の増加など在住外国人の増加が見込まれる中、高齢化等により日本語教育指導者等が不足しており、こうした状況に対応するため、岩手、山形並びに国際教養の３大学と岩手県、山形市の両国際交流協会等と連携した地域日本語教育専門人材養成事業を実施し、質の高い日本語教育指導者の確保・育成を図る。

また、地域日本語教室の指導者・小中学校日本語指導支援サポーターのスキルアップを図るため日本語指導法に関する研修会を開催する。

さらに、県内の日本語教室を積極的に訪問することにより、現場での学習環境を把握するとともに新たなコミュニティサポーターの加入や外国人セーフティネットワークづくりに繋げていく。

②ＡＩＡコミュニティサポーター・ボランティアの研修

ＡＩＡコミュニティサポーター及びＡＩＡボランティアを対象に、実践で役立つ通訳・翻訳技術の向上等を目的に研修会を開催する。

③あきた日本語サポーターの登録

地域に暮らす外国人が孤立することなく安全・安心に暮らしていくためには、地域社会との意思疎通に必要な日本語能力を身に着けることが重要なことから、外国人に日本語を教えられる者や日本語指導に関心のある者を「あきた日本語サポーター」として登録し、日本語指導の研修を行うほか、指導者を必要としている企業や個人とのマッチングを行う。

２　民間団体等の活動の活性化

（１）連携・協力のための情報収集と情報提供

①あきた国際活動民間団体ネットワークの運営

国際交流・国際協力・多文化共生などの活動を行っている団体へ、あきた国際活動民間団体ネットワーク（あきたエアネット）への登録を促す。

各団体からあきたエアネットに活動報告書を提出してもらい、その内容をホームページやFacebook への掲載を通じて、広く県民に活動内容を紹介する。

また、各団体主催の事業へ積極的に参加することにより、各団体と顔の見える関係を構築する。

（２）助成事業

①あきた国際活動助成金の交付

地域で国際交流、国際協力、国際理解又は多文化共生社会の推進のための活動を行っている民間団体の活動費の一部を助成することにより、地域に密着した国際交流活動を支援し、民間団体の主体的な取り組みを推進する。

②海外移住者支援事業

県人移住者が母県との絆を深めるとともに、県人会の活動を通して秋田県の情報発信をしてもらうため、南米４県人会の活動費の一部を助成する。

３　国際交流に関する情報や機会の提供

（１）多様な媒体による多言語での情報発信

ホームページやFacebook、Ｅメール等のネットワーク媒体や情報誌などを活用して、在住外国人に必要な生活情報や制度の改正等の情報を、日本語・中国語・英語・韓国語（情報誌はタガログ語やベトナム語並びにネパール語も）により提供する。

また、協会の活動内容を随時紹介するほか、県内の市町村や国際交流団体が実施するイベントなど、国際交流に関する情報を広く発信する。

（２）異文化交流スペースの運営管理

協会内に在住外国人と県民が自由に交流できるスペースを設置し、毎週木曜日をインターナショナルデーとして、県CIRを活用した交流会を開催するとともに、外国の文化を紹介する企画展示を定期的に行う。

また、ユニセフライブラリー、民族衣装や国旗の貸出を行うほか、Wi-Fi（無線LAN）環境の提供を行う。

（３）あきた国際フェスティバル2022

県民の異文化体験や在住外国人との交流の場を提供するために、県民の誰もが気軽に参加できるフェスティバルを秋田市と共同で開催する。

国際交流活動団体の活動紹介や外国人等による外国文化紹介ブース、各国のダンスやゲームを楽しむステージパフォーマンス、クイズラリーなど、多くの県民が参加できる多様なプログラムを実施する。

【期日】令和４年１０月２日（日）

【場所】秋田拠点センター ALVE きらめき広場

４　業務執行・管理体制の強化

（１）協会事業の周知等

県内市町村広報や報道機関を活用して協会の事業内容の紹介を行うほか、各種会議やイベント等において協会の事業に関するＰＲ活動等を行うことにより、協会事業の周知を図る。

また、関係団体等を訪問し、相互に連携・協力ができる事業を積極的に推進する。

（２）賛助会員数の増加を目指す取組

県内で国際交流事業に取り組んでいる企業や団体等との関係を深め、協会の事業内容について紹介して、事業の趣旨に賛同する企業等を募る。

議案第2号

公益財団法人秋田県国際交流協会（令和4年度）

収支予算書（損益）（案）

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減	備考
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
1．経常増減の部				
（1）経常収益				
基本財産運用益	21,309,014	21,309,037	△ 23	
国債受取利息	14,188,009	14,188,009	0	
地方債受取利息	7,121,000	7,121,000	0	
定期預金受取利息	5	28	△ 23	
特定資産運用益	4,200,792	4,201,523	△ 731	
国債受取利息	4,199,680	4,199,680	0	
定期預金受取利息	592	1,343	△ 751	
人材確保・育成積立金	520	500	20	
その他固定資産運用益	94	460	△ 366	
定期預金受取利息	94	460	△ 366	
受取会費	470,000	478,000	△ 8,000	
賛助会員会費（個人）	60,000	48,000	12,000	
賛助会員会費（団体）	410,000	430,000	△ 20,000	
事業収益	5,247,000	6,236,000	△ 989,000	
自主事業収益	0	0	0	
研修会受講料	0	0	0	
受託料収益	5,247,000	6,236,000	△ 989,000	
外国人相談センター運営事業	4,821,000	4,821,000	0	
甘粛省技術研修員受入事業	0	882,000	△ 882,000	
南米ネットワーク構築事業	0	0	0	
多文化共生人材育成事業	426,000	533,000	△ 107,000	
天津市青少年友好交流事業	0	0	0	
受取補助金	1,511,000	1,666,000	△ 155,000	
海外移住者支援事業	1,411,000	1,566,000	△ 155,000	
地域国際化協会連絡協議会助成	100,000	100,000	0	
県職員互助会公益事業助成	0	0	0	
受取負担金	200,000	222,000	△ 22,000	
ＪＩＣＡ負担金	200,000	222,000	△ 22,000	
雑収益	0	100	△ 100	
受取利息	0	100	△ 100	
雑収益	0	0	0	
経常収益計	32,937,900	34,113,120	△ 1,175,220	
（2）経常費用			0	
事業費	23,229,000	27,164,000	△ 3,935,000	
給料手当	10,354,000	12,373,000	△ 2,019,000	
福利厚生費	2,450,000	2,748,000	△ 298,000	
会議費	70,000	42,000	28,000	
海外会議費	0	0	0	
旅費交通費	1,104,000	1,470,000	△ 366,000	
海外旅費交通費	0	220,000	△ 220,000	
通信運搬費	641,000	716,000	△ 75,000	
海外通信運搬費	10,000	10,000	0	
減価償却費	145,000	217,000	△ 72,000	
消耗品費	797,000	873,000	△ 76,000	
車両費	228,000	304,000	△ 76,000	
図書費	111,000	103,000	8,000	
教材費	20,000	30,000	△ 10,000	

科　　目	当年度	前年度	増　減	備考
印刷製本費	264,000	714,000	△ 450,000	
使用賃借料	1,276,000	1,487,000	△ 211,000	
海外使用賃借料	0	0	0	
保険料	39,000	59,000	△ 20,000	
諸謝金	2,774,000	2,569,000	205,000	
海外諸謝金	0	0	0	
支払負担金	0	32,000	△ 32,000	
活動補助金	0	108,000	△ 108,000	
海外活動補助金	1,395,000	1,550,000	△ 155,000	
支払助成金	560,000	560,000	0	
旅行雑費	0	8,000	△ 8,000	
委託費	760,000	600,000	160,000	
諸経費	207,000	187,000	20,000	
海外諸経費	24,000	24,000	0	
雑費	0	160,000	△ 160,000	
管理費	9,516,000	10,237,000	△ 721,000	
給料手当	5,040,000	5,534,000	△ 494,000	
福利厚生費	1,142,000	1,219,000	△ 77,000	
会議費	32,000	32,000	0	
旅費交通費	342,000	366,000	△ 24,000	
通信運搬費	128,000	100,000	28,000	
減価償却費	56,000	56,000	0	
消耗品費	205,000	183,000	22,000	
車両費	39,000	53,000	△ 14,000	
図書費	18,000	18,000	0	
印刷製本費	25,000	20,000	5,000	
使用賃借料	1,622,000	1,391,000	231,000	
諸謝金	396,000	396,000	0	
租税公課	49,000	449,000	△ 400,000	
支払負担金	292,000	290,000	2,000	
諸経費	130,000	130,000	0	
経常費用計	32,745,000	37,401,000	△ 4,656,000	
評価損益等調整前当期経常増減	192,900	△ 3,287,880	3,480,780	
当期経常増減額	192,900	△ 3,287,880	3,480,780	
2. 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	3,500,000	△ 3,500,000	
(2)経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額	0	3,500,000	△ 3,500,000	
当期一般正味財産増減額	192,900	212,120	△ 19,220	
一般正味財産期首残高	22,407,414	22,195,294	212,120	
一般正味財産期末残高	22,600,314	22,407,414	192,900	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	21,309,014	21,309,037	△ 23	
基本財産受取利息	21,290,341	21,290,364	△ 23	
基本財産受取利息(償却分)	18,673	18,673	0	
特定資産運用益	4,200,792	4,201,503	△ 711	
特定資産受取利息	4,155,776	4,156,487	△ 711	
特定資産受取利息(償却分)	45,016	45,016	0	
一般正味財産への振替額	25,509,806	25,510,540	△ 734	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	1,201,254,134	1,201,254,134	0	
指定正味財産期末残高	1,201,254,134	1,201,254,134	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	1,223,854,448	1,223,661,548	192,900	

法人名（公財)秋田県国際交流協会

②令和３年度計算書類等

法人所管課　国際課

公益財団法人秋田県国際交流協会（令和３年度）

財産目録

令和４年３月３１日現在

（単位:円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
（流動資産）				
	預金	普通預金	運転資金として	
		秋田銀行県庁支店		20,031,261
		北都銀行本店		301,497
	未収金		第4四半期分JICAコピー機使用負担金	6,134
	貯蔵品（切手）			30,286
	前払費用		公用車リサイクル預託金	9,770
流動資産合計				20,378,948
（固定資産）				
基本財産				
	投資有価証券	国債	公益目的等保有財産であり、満期保有目的で保有し、運用益を公益目的事業及び法人運営の財源として使用している。	
		第１２回利付国債		28,911,762
		第１２回利付国債		646,254,134
		地方債		
		第9回東京都債		299,807,500
	預金	定期預金		
		秋田銀行県庁支店		280,738
特定資産				
	投資有価証券	国債	公益目的等保有財産であり、満期保有目的で保有し、運用益を公益目的事業及び法人運営の財源として使用している。	
		第１２回利付国債		125,616,625
		第３１回利付国債		64,794,652
		第１２回利付国債		3,745,866
	預金	定期預金		
		秋田銀行県庁支店		18,842,857
		北都銀行本店		13,000,000
	積立金	定期預金 秋田銀行県庁支店	人材確保・積立金規程に基づく積立金であり、公益目的等保有財産として保有し、運用益を公益目的事業に使用する。	26,000,000
その他固定資産	建物	アルミパーテーション	事務局内の間仕切り等である。	1
		ローパーテーション		124,419
		ガラスパーテーション	相談コーナー間仕切り	601,539
	車両	スズキソリオ	公用車として公益目的事業及び法人運営に使用している。	118,016
	備品	マスコットキャラクターエディ	広告宣伝用として公益目的自主事業に使用している。	1
	預金	定期預金 秋田銀行県庁支店	公益目的等保有財産であり、運用益を法人運営に使用している	4,600,929
固定資産合計				1,232,699,039
資産合計				1,253,077,987
（流動負債）				
	未払金		別紙内訳のとおり	436,863
	預り金		別紙内訳のとおり	267,769
流動負債合計				704,632
負債合計				704,632
正味財産				1,252,373,355

報告事項１

令和３年度

事　業　報　告

令和３年４月　１日から
令和４年３月３１日まで

公益財団法人 秋田県国際交流協会

報告事項１

主な事業の実績

Ⅰ　多文化共生社会の推進

１　外国籍県民のサポート

協会内に設置している「外国人相談センター」において、在住外国人等の総合相談窓口として、日常の生活相談のほか出入国やＤＶに関すること等の専門相談を受け付けし、在住外国人の支援を行った。

また、地域外国人相談員や関係機関と連携し、外国人が暮らしやすい地域づくりに向けてネットワークの構築を図ったほか、秋田弁護士会、秋田県行政書士会の協力により無料相談会を開催するなど相談体制の充実に努めた。

（１）相談対応

「母語で相談できる」という安心を保障し、個別のニーズに応じた細かな情報提供と、相談者自身の自己決定を前提にした適切な選択肢を提示した。

対 応 言 語	受　付　時　間
日本語、タガログ語、ベトナム語	月～金　　9：00～17：45
中国語、英語、韓国語	木曜日　　13：00～17：00

※タガログ語、ベトナム語は事前予約制

【相談受付件数】248 件

（28 ページ「令和３年度外国人のための相談実績」参照）

（２）地域外国人相談員配置事業（受託）

県が委嘱している地域外国人相談員と連携して相談体制の充実と強化を図り、外国人が暮らしやすい地域づくりを推進した。その一環として、全県の市町村を対象に地域外国人相談員連絡会議を開催し、関係機関との情報共有を行い、相談体制の強化に努めた。また、当会議において秋田県の外国につながる子どもたちの現状や支援のポイントについて研修を行うことにより、参加者間で課題の共有や知識の向上に努めた。

【活動件数】335 件（29 ページ「令和３年度 地域外国人相談員活動状況（地区別合計）」参照）

①　連絡会議

【開催日時】第１回：令和３年６月２４日（木）13:30～16:00
第２回：令和４年２月２８日（月）13:30～16:00
（オンライン開催）
第３回：コロナ禍により中止

② 研修内容

「日本語支援を必要とする児童生徒の現状と支援のポイント」
公立大学法人　国際教養大学専門職大学院
グローバル・コミュニケーション実践研究科
日本語教育実践領域　准教授　嶋　ちはる氏

報告事項１

（３）災害時の外国人支援

大規模災害発生時における多言語での外国人支援を目的に、平成 28 年 5 月 10 日の秋田県との協定締結に基づき設置した「災害多言語支援センター」の運営整備のために、県の防災訓練に合わせて、秋田県国際課と当協会が連携して、災害時の情報のやり取りや翻訳、多言語での配信等の訓練を行った。

また、県内で働く外国人が増加していることから、昨年に引き続き外国人やその関係者に生活・防災支援グッズを無料配布した。

【配布先】外国人やその家族および外国人を雇用している企業・団体
【配布数】およそ 370 人
【配布物】①Help カード②防災手ぬぐい③防災グッズ④防災リーフレット
⑤秋田県防災サイトの案内チラシ⑥外国人そうだんＱ＆Ａ
（中国語・英語・韓国語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語）

２　国際理解の促進・人材育成

（１）AIA サポーターバンクの運営、ボランティアの確保

① AIA コミュニティサポーターの周知と利用促進

通訳・翻訳による在住外国人のサポート（災害時含む）や、外国の文化を日本語で紹介できる人材を登録し、要請に応じて派遣した。

台湾の文化紹介

スコットランドの文化紹介

ＡＩＡコミュニティサポーター登録者数	178 名
通訳・翻訳登録言語	英語、中国語、スペイン語、韓国語、ベトナム語、タイ語、中国語（台湾）、インドネシア語、フランス語、ロシア語、ネパール語、ドイツ語、ポルトガル語、ヒンディー語、アラビア語、クメール語、タガログ語、マレー語、ペルシャ語

文化紹介対象国	中国、ベトナム、タイ、韓国、インドネシア、ロシア、カナダ、ネパール、アメリカ、オーストラリア、コロンビア、ニュージーランド、マレーシア、台湾、アルゼンチン、イラン、インド、カンボジア、スーダン、スコットランド、スペイン、ツバル、ドイツ、フィリピン、ブラジル、フランス、ペルー、モザンビーク、メキシコ
通訳・翻訳依頼件数	23 件
通訳・翻訳派遣人数	26 名（延べ）
文化紹介依頼件数	4 件
文化紹介派遣人数	8 名（延べ）

② おはなし、イベントボランティア

例年、日本語を上達させたい外国出身者の日本語学習サポートをするおはなしボランティア、及び協会事業をサポートするイベントボランティアの募集、登録を行い、活動を希望する依頼者に紹介しているが、新型コロナウイルス感染拡大により、おはなしのマッチングは年間を通じて実施せず、新規ボランティアの登録受付のみ行った。

【登録者数】おはなしボランティア 106 名、イベントボランティア 61 名
【組合せ数】0 組

（２）あきたのファミリー事業

地域の一般家庭との交流ができるよう県内で学ぶ留学生と登録ファミリーとのマッチングを行うとともに、新規ファミリー登録の受付を行った。

【募集時期】通年
【ファミリー登録数】88 家族
【組合せ数】2 組

（３）人材育成等

① AIA コミュニティサポーターを対象とした研修の実施

各サポーター、ボランティアの活動に役立つ研修会を開催した。

報告事項１

通訳研修会	目　的	通訳技術の向上
	開催日	令和４年２月１９日（土）
	会　場	オンライン開催
	講　師	内藤　稔氏 （東京外国語大学大学院 総合国際学研究院　准教授）
	研修内容	○通訳技術訓練法の紹介と実践 ○通訳ロールプレイ
	参加者数	22名
翻訳研修会	目　的	翻訳技術の向上
	開催日	令和４年３月１９日（土）
	会　場	オンライン開催
	講　師	川口　仁氏 （翻訳者兼インタースクール翻訳コース講師）
	研修内容	○原文の日本語理解と翻訳における等価交換
	参加者数	24名

② 日本語学習支援

外国人労働者の受入れに備え、日本語指導のできる方及び指導に関心のある方を「あきた日本語サポーター」として、登録してもらい、日本語指導者の確保に努めた。

「あきた日本語サポーター」及び日本語指導に関心のある方、現在日本語指導をされている方等を対象とした「日本語サポーター養成講座」（全１２回）を、秋田県からの受託事業「多文化共生人材育成事業」により実施し、外国人の日本語学習をサポートする知識や技術を学ぶ機会の提供に努め、日本語指導者の育成を図った。

なお「日本語サポーター養成講座」はすべてオンラインでの視聴受講も可能にした。

【日本語サポーター養成講座】

◇開催場所等　第１回～第１０回、１２回：(令和３年７月３日、１０日、１７日、２４日、３１日、１０月９日)
第１１回：湯沢市日本語教室(令和３年１０月９日)

◇講　　　師　国際教養大学　　教　授　伊東祐郎氏
准教授　嶋ちはる氏、左治木敦子氏
講　師　樋渡康敬氏、宮淑氏

報告事項１

◇概　　　要

開催回	講　　義　　内　　容	参加者	
Ⅰ　外国人とのコミュニケーションを考えよう！		会場	Zoom
第１回	日本語教育の現状を知ろう	１３名	２３名
第２回	外国人への支援を考えよう　ー外国人と話してみようー 外国人とのコミュニケーション体験	１２名	２２名
第３回	わかりやすい日本語の伝え方を考えよう（１） ー文字と語彙ー	１０名	１７名
第４回	わかりやすい日本語の伝え方を考えよう（２） ー文法の特徴と発音ー	９名	１９名
第５回	いろいろな学習者を知ろう ー何が必要？どのくらい話せる？ー	２３名	１３名
第６回	いろいろな話題について話そう ーいろいろな場面・会話の広げ方ー	２１名	９名
第７回	会話活動を計画してみよう（１） ー身の回りのものを使ってみようー 外国人とのコミュニケーション体験	１８名	６名
第８回	会話活動を計画してみよう（２） ー初級日本語教科書を使ってー	１９名	７名
Ⅱ　外国人に日本語を教えてみよう！		会場	Zoom
第９回	教案の作成（形容詞　みんなの日本語８課）	２３名	４名
第１０回	外国人に日本語を教えてみよう！	２０名	５名
第１１回	日本語教室見学 日本語指導者との懇談会	１４名	ー
Ⅲ　指導経験者向けスキルアップ講座と交流会		会場	Zoom
第１２回	中上級者への指導法や教材について	１５名	２１名

※　Youtube 視聴回数

第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回	第 12 回
78	45	25	22	24	18	18	26	34	18

報告事項１

（４）異文化理解講座等の実施

県民の国際理解・異文化理解を深めるために、タイ人タレントを招いての交流会を実施した。

ブンシリのしゃべりタイ会	開催日	令和３年１２月１８日（土）
	会　場	秋田市にぎわい交流館AU
	対　象	在住外国人及び国際交流に関心のある方
	内　容	○タイ人から見た日本文化 ○各テーブルに分かれ、「やさしい日本語」を用いてのゲーム・交流
	参加者数	42名

（５）ＡＩＡ訪問受入事業

職場訪問やインターンシップを希望する者を受け入れ、国際協力、多文化共生に対する理解を深めてもらうとともに、協会の事業内容の周知を図った。

【受入件数】職場訪問 2 件、インターンシップ 3 件

【受入者数】職場訪問 5 名、インターンシップ 10 名

Ⅱ　民間団体等の活動の活性化

１　民間団体の育成・支援

（１）あきた国際活動民間団体ネットワークの推進

県内で国際交流や国際協力、多文化共生等の活動を行う団体に対し、「あきた国際活動民間団体ネットワーク」（以下「あきたエアネット」という。）への登録を促した。

ネットワーク団体から活動報告書を提出してもらいその活動を把握した。

また、団体の連絡先や活動内容等をホームページ上で公開し、いつでも連携がとれる体制を整えるとともに、広く県民に団体とその活動内容を紹介するよう努めた。

【登録団体数】81 団体

（２）助成事業

① あきた国際活動助成金

県内で国際交流、国際理解、国際協力等多文化共生を進める民間の団体を

対象に、その活動に助成し、秋田県における国際化の一層の進展を図った。

【交付団体数】5 団体（30 ページ「令和３年度 AIA 国際活動助成金交付額一覧」参照）

【助成金限度額】8 万円／団体　　　　【助成金総交付額】262,000 円

② 海外移住者支援事業

南米移住者秋田県人会の活動を支援するため、県からの補助金により県人会の活動費を一部助成した。

【対象県人会】

国　名	名　　称
ブ ラ ジ ル	ブラジル秋田県人会 アマゾン地域秋田県人会
アルゼンチン	在亜秋田千秋会
パラグアイ	ピラポ秋田県人会

【交　付　額】合計 1,550,000 円

２　活動機会の提供

（１）あきた国際フェスティバル 2021

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

Ⅲ　国際交流の情報や機会の提供

１　国際交流情報の提供

（１）ホームページ、Facebook による情報発信・共有

ホームページや Facebook を活用し、迅速な情報発信に努めるとともに、多言語（中国語、韓国語、英語）対応により利用者の利便性向上を図り、県民に国際交流、多文化共生、異文化理解に関する情報を広く提供した。

（２）異文化交流スペースの運営管理

民族衣装や国旗、ユニセフライブラリー貸出の他、外国の文化を紹介する企画展示などを行った。

また、幼児を対象とした英語の絵本の読み聞かせなど、国際交流に関心のある県民が参加できるイベントを開催した。

県民と在住外国人が気軽に交流できる場として、毎週木曜日に「異文化交流サロン」を開催し、異文化理解が深められるよう努めた。

【参加者数】延べ 163 名

【国旗貸出】5 件　　　　【民族衣装貸出】3 件

報告事項１

２　海外諸国との友好交流

天津市青少年交流（受入）事業及び甘粛省技術研修員受入事業（いずれも県受託）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

Ⅳ　協会設立３０周年記念事業

１　記念式典の開催

協会設立３０周年を迎え協会のこれまでの歩みを振り返るほか、各種表彰や記念講演を行うことにより、県民の方々に対する協会事業の周知と、広く国際交流や国際理解、多文化共生社会についての認識を高めることを目的に開催。

・日　時：令和３年１１月１４日(日)

・場　所：ホテルメトロポリタン秋田「グランデ」　参加者：１５０名

・概　要：第１部　記念式典

・協会３０年の振り返り

・功労賞授与～長年国際交流や国際理解活動に功績のあった団体・個人を表彰

・作文コンクール、フォトコンテスト優秀作品の表彰

第２部　記念セミナー(講演)

にしゃんた氏（羽衣国際大学教授　スリランカ出身）

演題「違いをたのしみ、力にかえる～誰もが暮らしやすい地域を目指して」

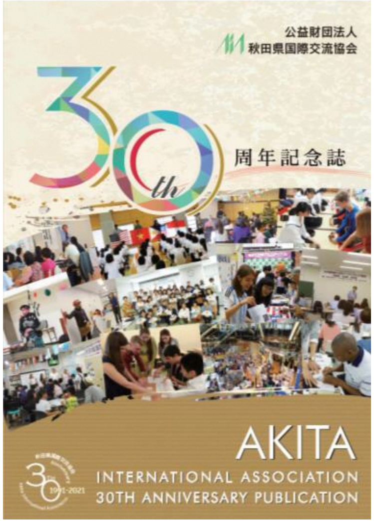

２　３０周年記念誌の発行

【配 布 先】日本語教室、行政及び教育機関、ネットワーク団体、民間集客施設、賛助会員等

【配布部数】５００部

報告事項１

賛助会員に関する事項

（人・団体）

	令和３年３月末	入　会	退　　　会		令和４年３月末	増　減
			退会届	会費未納等		
個人会員	１８	５	１	１	２１	３
団体会員	３４	１	２		３３	△１
合　　計	５２	６	３	１	５４	２

理事会・評議員会の開催状況

１　理事会

（１）第１回理事会（書面開催）
ア）決議があったものとみなされた年月日
令和３年５月２１日（金）
イ）決議があったものとみなされた事項
①令和２年度事業報告の承認
②令和２年度計算書類等の承認
③定時評議員会（書面開催）の招集
ウ）報告事項
①理事長等の職務の執行状況

（２）第２回理事会（書面開催）
ア）決議があったものとみなされた年月日
令和３年６月４日（金）
イ）決議があったものとみなされた事項
①理事長、副理事長、常務理事の選定承認
②理事への使用人職務の委嘱承認

（３）第３回理事会（書面開催）
ア）決議があったものとみなされた年月日
令和３年７月２６日（月）
イ）決議があったものとみなされた事項
①評議員会の決議の省略
②評議員会で決議すべき事項の承認
・評議員１名の選任

報告事項１

（４）第４回理事会（書面開催）

ア）決議があったものとみなされた年月日

令和４年３月２３日（水）

イ）決議があったものとみなされた事項

①令和４年度事業計画案の承認

②令和４年度収支予算案の承認

③資金調達及び設備投資見込みの承認

ウ）報告事項

①理事長等の職務の執行状況

２　評議員会

（１）定時評議員会（書面開催）

ア）決議があったとみなされた日

令和２年６月４日（金）

イ）決議があったとみなされた事項

①令和２年度計算書類等の承認

②評議員の選任（改選）

③理事・監事の選任(改選)

ウ）報告事項

①令和２年度事業報告

②令和３年度事業計画及び収支予算

（２）第２回評議員会（書面開催）

ア）決議があったとみなされた日

令和３年８月１７日（火）

イ）決議があったとみなされた事項

①評議員１名の選任

公益財団法人秋田県国際交流協会（令和３年度）

貸借対照表

令和４年３月３１日現在

（単位:円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
１．流動資産			
現金預金	20,332,758	20,070,676	262,082
未収金	6,134	5,431	703
貯蔵品	30,286	26,563	3,723
前払費用	9,770	9,770	0
流動資産合計	20,378,948	20,112,440	266,508
２．固定資産			
(1)基本財産			
投資有価証券	974,973,396	974,954,723	18,673
定期預金	280,738	299,411	△ 18,673
基本財産合計	975,254,134	975,254,134	0
(2)特定資産			
投資有価証券	194,157,143	194,112,127	45,016
定期預金	31,842,857	31,887,873	△ 45,016
人材確保・育成積立金	26,000,000	26,000,000	0
特定資産合計	252,000,000	252,000,000	0
(3)その他固定資産			
建物	725,959	807,859	△ 81,900
車両	118,016	236,742	△ 118,726
備品	1	72,162	△ 72,161
定期預金	4,600,929	4,537,240	63,689
その他固定資産合計	5,444,905	5,654,003	△ 209,098
固定資産合計	1,232,699,039	1,232,908,137	△ 209,098
資産合計	1,253,077,987	1,253,020,577	57,410
Ⅱ 負債の部			
１．流動負債			
未払金	436,863	440,412	△ 3,549
預り金	267,769	254,458	13,311
流動負債合計	704,632	694,870	9,762
負債合計	704,632	694,870	9,762
Ⅲ 正味財産の部			
１．指定正味財産			
指定正味財産合計	1,201,254,134	1,201,254,134	0
(うち基本財産への充当額)	(975,254,134)	(975,254,134)	0
(うち特定資産への充当額)	(226,000,000)	(226,000,000)	0
２．一般正味財産	51,119,221	51,071,573	47,648
(うち特定資産への充当額)	(26,000,000)	(26,000,000)	()
正味財産合計	1,252,373,355	1,252,325,707	47,648
負債及び正味財産合計	1,253,077,987	1,253,020,577	57,410

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（単位：円）

科　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	21,309,038	21,309,040	△ 2
国債受取利息	14,188,009	14,188,009	0
地方債受取利息	7,121,000	7,121,000	0
定期預金受取利息	29	31	△ 2
特定資産運用益	4,201,542	4,204,671	△ 3,129
国債受取利息	4,199,680	4,199,680	0
定期預金受取利息	1,342	3,191	△ 1,849
人材確保・育成積立金受取利息	520	1,800	△ 1,280
その他資産運用益	460	455	5
定期預金受取利息	460	455	5
（秋田銀行定期預金受取利息）	460	455	5
受取会費	479,000	481,000	△ 2,000
賛助会員会費（個人）	69,000	51,000	18,000
賛助会員会費（団体）	410,000	430,000	△ 20,000
事業収益	5,352,564	8,535,925	△ 3,183,361
自主事業収益	0	0	0
研修会受講料収益	0	0	0
受託料収益	5,352,564	8,535,925	△ 3,183,361
外国人相談センター運営事業	4,820,164	7,819,682	△ 2,999,518
甘粛省技術研修員受入事業	0	0	0
南米ネットワーク構築事業	0	0	0
沿海地方専門家受入事業	0	0	0
天津市青少年友好交流事業	0	0	0
多文化共生人材育成事業	532,400	716,243	△ 183,843
受取補助金等	2,566,000	1,566,000	1,000,000
在外県人会受取補助金	1,566,000	1,566,000	0
地域国際化協会助成金	0	0	0
文化庁助成金	0	0	0
秋田県職員互助会助成金	1,000,000	0	1,000,000
受取寄付金	0	0	0
一般寄附金	0	0	0
受取負担金	29,375	36,100	△ 6,725
ＪＩＣＡ負担金	29,375	36,100	△ 6,725
雑収益	5,002	2	5,000
預金利息	2	2	0
雑収益	5,000	0	5,000
経常収益計	33,942,981	36,133,193	△ 2,190,212

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（単位：円）

科　目	当年度	前年度	増減
(2)経常費用			
事業費	24,161,074	20,793,859	3,367,215
給料手当	10,754,998	10,215,239	539,759
福利厚生費	2,518,652	2,468,388	50,264
会議費	9,780	28,192	△ 18,412
海外会議費	0	0	0
旅費交通費	194,851	345,561	△ 150,710
海外旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	652,522	427,387	225,135
海外通信運搬費	0	0	0
減価償却費	216,829	216,829	0
消耗品費	1,010,664	1,969,828	△ 959,164
車両費	186,033	104,848	81,185
印刷製本費	631,395	278,720	352,675
使用賃借料	1,412,178	731,051	681,127
海外使用賃借料	0	0	0
保険料	25,900	25,900	0
図書費	51,800	90,421	△ 38,621
諸謝金	2,077,600	1,816,500	261,100
教材費	0	182,555	△ 182,555
支払負担金	0	0	0
活動補助金	0	0	0
海外活動補助金	1,550,000	1,550,000	0
支払助成金	262,000	274,000	△ 12,000
委託費	2,010,745	0	2,010,745
諸経費	64,554	44,207	20,347
租税公課費	16,400	233	16,167
海外諸経費	24,000	24,000	0
雑費	490,173	0	490,173
管理費	9,734,259	9,021,706	712,553
給料手当	5,493,318	5,627,743	△ 134,425
福利厚生費	1,221,802	1,211,470	10,332
会議費	63,000	0	63,000
旅費交通費	13,700	0	13,700
通信運搬費	86,674	91,515	△ 4,841
減価償却費	55,958	56,033	△ 75
消耗品費	454,225	6,580	447,645
車両費	31,957	18,012	13,945
印刷製本費	9,000	22,425	△ 13,425
使用賃借料	1,239,623	1,261,589	△ 21,966
図書費	0	5,860	△ 5,860
諸謝金	396,000	396,000	0
租税公課	403,000	38,000	365,000

公益財団法人秋田県国際交流協会（令和３年度）

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増減
支　払　負　担　金	218,200	209,200	9,000
諸　経　費	47,802	77,279	△ 29,477
経　常　費　用　計	33,895,333	29,815,565	4,079,768
評価損益等調整前当期経常増減	47,648	6,317,628	△ 6,269,980
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	47,648	6,317,628	△ 6,269,980
2．経常外増減の部			
（1）経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
（2）経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	47,648	6,317,628	△ 6,269,980
一般正味財産期首残高	51,071,573	44,753,945	6,317,628
一般正味財産期末残高	51,119,221	51,071,573	47,648
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	21,309,038	21,309,040	△ 2
国債受取利息	14,180,336	14,180,336	0
地方債受取利息	7,110,000	7,110,000	0
定期預金受取利息	29	31	△ 2
基本財産受取利息（償却分）	18,673	18,673	0
特定資産運用益	4,201,542	4,204,671	△ 3,129
国債受取利息	4,154,664	4,154,664	0
定期預金受取利息	1,342	3,191	△ 1,849
人材確保・育成積立金受取利息	520	1,800	△ 1,280
特定資産受取利息（償却分）	45,016	45,016	0
一般正味財産への振替額	25,510,580	25,513,711	△ 3,131
一般正味財産への振替額	25,510,580	25,513,711	△ 3,131
受取利息	25,510,580	25,513,711	△ 3,131
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,201,254,134	1,201,254,134	0
指定正味財産期末残高	1,201,254,134	1,201,254,134	0
Ⅲ　正味財産期末残高	1,252,373,355	1,252,325,707	47,648